

岩手県告示第 926 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成 18 年 9 月 22 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 保安林予定森林の所在場所 久慈市山根町端神遠島山 1 の 1 ・細野遠島山 1 の 1 ・木売内馬渡川山 1 の 1 ・深田馬渡川山 1 の 1（以上 4 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、北上市稲瀬町岩脇 76 の 1 ・77（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）、一関市東山町田河津字小田間 34 の 1、37 の 5、字比良根 70 の 67、二戸市福岡字大萩野 238 の 18、238 の 19、238 の 22、238 の 37、238 の 39
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
木売内馬渡川山 1 の 1 ・深田馬渡川山 1 の 1（以上 2 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐にかかる伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び関係市役所に備えておいて縦覧に供する。